

## 【戸籍謄本を申請する際に必要なもの】

1. 戸籍謄本交付申請書（窓口に備え付けてあります。郵送で請求する場合は、書式を市区町村のホームページからダウンロードして印刷するか、もしくは、下記（※）の内容を便箋等に記入して送ってください。）

### ※ 1 の申請書に記入していただく内容

- ① 必要な証明書とその通数（除籍全部事項証明書(除籍謄本)は、その戸籍に記載されているすべての人が、除籍となっている場合。）
- ② 本籍（その当時の本籍）
- ③ 筆頭者（戸籍のはじめに書いてある人）
- ④ 使用目的（相続の場合の例：私の〇〇（続柄：例 母等）である〇〇〇〇（氏名）が、いつ（年月日）亡くなり、〇〇（銀行預金の相続、相続登記）のために、**出生から死亡までの戸籍謄本等が必要、出生から婚姻までの戸籍謄本等が必要等**、です。）

※戸籍謄本等を請求できる方は、同じ戸籍にある人、配偶者、直系尊属（親、祖父母など）、直系卑属（子、孫など）です。直系の相続人がおられない場合など、その他の親族の方が相続手続きをするため請求する場合は、その理由を詳しくお書きください。

- ⑤ 申請者の住所、氏名、生年月日、筆頭者からの続柄、昼間の連絡先電話番号

2. 申請者の本人確認書類（区役所へ出向く場合は、運転免許証、顔写真付きの住民基本台帳カードなど、官公署発行の顔写真付きの場合は1点、その他、健康保険証、年金手帳などお名前の確認ができるものは、2点必要です。郵送請求の場合は、**運転免許証、健康保険証、年金手帳など官公署発行の本人確認書類の写し1点で可**）

### 3. 手数料

- 戸籍謄・抄本(戸籍全部・個人事項証明)が450円、除籍謄・抄本(除籍全部・個人事項証明)、改製原戸籍が750円です。
- 郵送請求の場合は、郵便局（ゆうちょ銀行）で手数料相当額の「定額小為替」を購入し、同封してください。

4. 郵送請求の場合は、返信用封筒（申請者のご住所、氏名を記入し、切手を貼ったもの）

5. 必要な戸籍に申請される人の記載がない場合は、その方との関係がわかる戸籍謄本等のコピーを求められる場合があります。（例：親の婚姻前の戸籍謄本等とその子供が請求する場合、法定相続人（配偶者や子供）がいない場合でその他の親族等が請求する場合など）

上記の1～4、又は1～5が必要です。

- どこに請求したらいいのでしょうか。

- 神戸市に本籍のある方は、市内の区役所、支所、出張所、サービスコーナーのいずれの窓口でも戸籍謄本等を請求することができます。郵送請求の場合は、**神戸市郵送請求処理センター（〒651-8526 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館5階）**へ請求してください。
- 本籍が神戸市外の方は、本籍の市区町村にご確認ください。

## 【出生から死亡までの戸籍謄本等の取り寄せについて】

出生から死亡までの戸籍は、死亡された時点の戸籍から、さかのぼって請求していきませんが、その戸籍謄本の「戸籍事項欄」の戸籍の編製事由、編製日、除籍日と亡くなられた方の「身分事項欄」の出生事項、婚姻事項、離婚事項などの事実発生日を見ながら、前の本籍がどこであったかを確認しながら、以前本籍のあった市区町村に請求していきます。

【神戸太郎さんの出生から死亡までの戸籍謄本等の取り寄せ方と戸籍の説明】

1. 現在戸籍（コンピュータ化戸籍）・・・神戸太郎さんの死亡時の戸籍

○まず、最初は死亡時点の戸籍を本籍地の垂水区役所（神戸市内の区役所でも可）に請求します。その戸籍から出生までをさかのぼって戸籍謄本等を請求します。請求するときに、「出生から死亡まで」と申し出ると、この前の戸籍「平成改製原戸籍」（次ページの「2」）なども取り寄せできます。

		全部事項証明
①	本籍	兵庫県神戸市垂水区日向一丁目5番
②	氏名	神戸 太郎
③	戸籍事項 戸籍編製	【改製日】平成17年3月19日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
	戸籍に記録されている者	<p>【名】 太郎</p> <p>【生年月日】昭和15年12月15日 【父】 神戸 健二 【母】 神戸 立子 【続柄】 長男</p> <p style="text-align: center;">除籍</p>
④	身分事項 出生	<p>【出生日】昭和15年12月15日 【出生地】富山県富山市 【届出日】昭和15年12月22日 【届出人】父</p>
	婚姻	<p>【婚姻日】昭和45年7月15日 【配偶者氏名】摩耶 花子 【従前戸籍】富山県富山市牛島新町11番地 神戸 健二</p>
	死亡	<p>【死亡日】平成21年9月9日 【死亡時分】午前9時52分 【死亡地】兵庫県神戸市須磨区 【届出日】平成21年9月10日 【届出人】親族 神戸一郎</p>
	戸籍に記録されている者	<p>【名】 花子</p> <p>【生年月日】昭和19年10月14日 【父】 摩耶 山男 【母】 摩耶 海江 【続柄】 三女</p>
	身分事項 出生	(省略)
	婚姻	<p>【婚姻日】昭和45年7月15日 【配偶者氏名】神戸 太郎</p>
	配偶者の死亡	<p>【従前戸籍】兵庫県神戸市垂水区平磯4丁目25番地 摩耶 山男 【配偶者の死亡日】平成21年9月9日</p>
⑤		以下余白

発行番号

【1の戸籍の説明】

- ① **本籍**（請求先は、神戸市垂水区役所市民課となります）
- ② **筆頭者**（死亡しても変わりません）
- ③ **戸籍事項**（戸籍の編製事由、編製日など）
  - ・ 神戸太郎さんのこの戸籍は、平成17年コンピュータ化による改製（作り替え）をしています。
  - ・ 転籍（本籍の異動）により、編製された場合は、この欄に転籍日と従前本籍地が記載されています。
- ④ 太郎さんの**身分事項欄（出生、婚姻などの事実発生日など）**に死亡記載がありますので、この戸籍が、太郎さんの死亡時の戸籍となります。
- ⑤ この戸籍が編製された平成17年3月以前に除籍になった人（筆頭者を除く）は、記載されません。

## 2. 平成改製原戸籍（神戸太郎さんの婚姻時の戸籍）

○「1」の戸籍（コンピュータ化戸籍）の改製前の戸籍です。この戸籍の神戸太郎さんの身分事項欄を見ると、「昭和45年・・摩耶花子と婚姻・・富山市・・神戸健二戸籍から入籍」とありますので、この戸籍の前の戸籍（婚姻前の戸籍）は、本籍が、「富山市牛島新町11番地」、筆頭者は「神戸健二」であることがわかります。請求の際は、この本籍、筆頭者氏名のほか、使用目的には、「神戸太郎の相続手続きのため、出生から婚姻までの戸籍が必要」と申請書に記入のうえ、婚姻前本籍地の富山市役所に請求します。

身分事項欄										戸籍事項欄			
<p>出生事項（省略）</p> <p>昭和四拾五年七月拾五日神戸太郎と婚姻届出神戸市垂水区平磯四丁目 ③ ② 貳拾五番地摩耶山男戸籍から入籍④</p>										<p>本籍</p> <p>神戸市垂水区日向一丁目五番</p>			
<p>婚姻事項</p> <p>昭和四拾七年八月九日神戸市垂水区にて出生・・（以下省略） 平成拾五年六月七日須磨桜子と婚姻届出同月拾日神戸市須磨区長から 送付神戸市垂水区平磯二丁目三番に夫の氏の新戸籍編製につき除籍④ ③ ②</p>										<p>婚姻の届出により昭和四拾五年七月拾五日 編製④ ①</p>			
<p>妻</p> <p>花子</p>										<p>夫</p> <p>太郎</p>			
<p>母</p> <p>神戸太郎</p>										<p>母</p> <p>立子</p>			
<p>父</p> <p>摩耶山男</p>										<p>父</p> <p>神戸健二</p>			
<p>出生</p> <p>昭和四拾七年八月九日</p>										<p>出生</p> <p>昭和拾五年拾月拾五日</p>			
<p>男長</p>										<p>男長</p>			
<p>女三</p>										<p>女三</p>			
<p>氏名</p> <p>神戸太郎</p>										<p>氏名</p> <p>神戸太郎</p>			

改製原戸籍

平成六年法律省令第五一号附則第二条第一項による  
改製につき平成拾七年参月拾九日消除

### 【2の戸籍の説明】

- ① 戸籍事項欄を見ると、婚姻により昭和45年7月に新戸籍を編製したことが記載されています。（この欄に「昭和〇〇年〇月〇日兵庫県明石市〇〇町・・・より転籍」と記載があれば、明石市から転籍（本籍の異動）していることとなりますので、この前の戸籍は転籍前の明石市に請求します。）
- ② この戸籍（昭和45年7月編製）には、太郎さんの身分事項欄に「出生事項」が記載されていますが、出生時に記載されたものではありません。「一郎さん」の出生事項は、出生時に記載されたものとなります。
- ③ 「身分事項欄」のうち、「婚姻事項」には、「婚姻日」及び「夫婦については、従前本籍」が、「子については、婚姻後の新本籍」が記載されます。
- ④ この戸籍の改製後の戸籍（1の横書きの戸籍）には、改製時点（平成17年3月19日）で既に除籍されている人（この戸籍の場合は長男の一郎さん）は、記載されないこととなります。





#### 【4の戸籍の説明】

- ① この戸籍は、戸主制度の時代の戸籍ですので、夫婦と子供以外の続き柄の人も記載されています。
- ② 戸籍事項欄を見ると、昭和7年に転籍によりこの戸籍が富山市で編製されています。
- ③ 神戸太郎さんの「身分事項欄」にある「出生事項」は、出生したのが昭和15年で、この戸籍の編製時（昭和7年）より後ですので、これが出生時の戸籍となります。

#### 【戸籍の流れ】

1. この例では、出生から死亡までの戸籍は、全部で4種類となります。
2. 神戸太郎さんの出生から死亡までの戸籍は、「1」～「4」の4種類となり、「1」の戸籍では花子さんが健在ですので、「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」となり、手数料は450円、その他「2」～「4」の戸籍は、除籍謄本又は改製原戸籍となりますので、それぞれ750円となります。
3. この間に、転籍（本籍の異動）、離婚→婚姻、などがあった場合は、そのたびごとに戸籍が編製されることとなります。但し、同一市区町村内の転籍や、筆頭者が離婚し再婚する場合は、戸籍は新たに編製されません。
4. 戸籍は、法改正により、現在とれる戸籍（除籍されてから150年）の中では、改製（戸籍の作り直し）が二度行われています。
5. 市区町村によって時期が異なりますが、昭和32年の法務省令による改製は、3代戸籍を廃止し、2代戸籍（夫婦と子供のみで編製→現在も同じ）となりました（「4」→「3」）。
6. 平成6年の法改正による改製は、コンピュータ化により、横書きの様式に変更されました（「2」→「1」）。（現在も、まだコンピュータ化がされていない市区町村があります。）
7. 改製前の戸籍を「改製原戸籍（かいせいげんこせき又は、かいせいほらこせき）」といいます。
8. 改製時に除籍になっている人（死亡や婚姻などによる）は、改製後の戸籍には記載されません。
9. 改製では、本籍は変わりませんが、婚姻や転籍によって、本籍が変わる場合があります。その場合は、その前の本籍を確認して、それぞれの本籍の市区町村へ戸籍謄本を請求することとなります。